



鳥取県公報

平成 29 年 5 月 19 日 (金)
第 8 9 0 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (386) (福祉監査指導課) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (387) (園芸試験場) 2
	土地改良区の役員の就退任 (388) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (10) 3
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) 3
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
大陽堂薬局新開店	米子市新開二丁目13-53	平成29年5月1日

鳥取県告示第387号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月19日

鳥取県園芸試験場長 村 田 謙 司

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年5月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 幸 雄	米子市日下571
〃	山 根 誠	米子市日下546
〃	松 野 暁	米子市日下304-2
〃	内 田 紹 顕	米子市日下330
〃	加 藤 勝 久	米子市福万674
〃	金 山 勝 憲	米子市福万479-8
〃	福 島 公 明	米子市福万183
〃	福 永 一 成	米子市福万191-1
〃	福 永 幹 雄	米子市福万140
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
監 事	内 田 純 子	米子市日下280

〃 西 古 早 美 米子市福万675
 〃 高 橋 幹 雄 米子市福万444
 平成29年3月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 池 松 省 一 米子市日下557-1
 〃 永 富 武 志 米子市日下547
 〃 福 富 久 光 米子市日下145
 〃 松 岡 紀 明 米子市日下292
 〃 野々村 康 弘 米子市福万676
 〃 勝 部 君 子 米子市福万511-1
 〃 船 寄 隆 米子市福万266
 〃 福 島 公 明 米子市福万183
 〃 本 田 純 一 米子市福万152-22
 〃 高 橋 肇 米子市石州府435
 監 事 番 原 義 美 米子市日下563
 〃 椎 木 省 吾 米子市福万651
 〃 仲 村 明 米子市石州府453
 平成29年3月23日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

平成29年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年5月26日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - (2) その他

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	16	14	2	0	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	9	3	0	0	0	0	0

公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	33	0	31	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環 境大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	61	23	36	0	2	0	0	0

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	139
知事（企業局）	0
教育委員会	2,794
警察本部長	160
人事委員会	345
病院事業管理者	12
合 計	3,450

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中

145	106	31	0	8	0	2	0
-----	-----	----	---	---	---	---	---

(注 1) 「公文書開示請求」とは、条例第 6 条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注 2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	元気づくり総本部	7
	危機管理局	2
	総務部	5
	地域振興部	4
	観光交流局	3
	福祉保健部	17
	生活環境部	23
	商工労働部	1
	農林水産部	3
	県土整備部	9
	会計管理者	0
	中部総合事務所	0
	西部総合事務所	7
小 計	81	
知事（企業局）	0	
教育委員会	20	
公安委員会	0	
警察本部長	27	
選挙管理委員会	7	
人事委員会	0	
監査委員	0	
労働委員会	0	
収用委員会	2	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
病院事業管理者	2	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	
公立大学法人公立鳥取環境大学	1	
鳥取県住宅供給公社	1	
鳥取県土地開発公社	0	
公益財団法人鳥取県造林公社	4	
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	
一般財団法人鳥取県観光事業団	1	
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	
公益財団法人鳥取県文化振興財団	1	
指定管理者	1	
合 計	148	

(注) 1の請求件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック 2台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月29日（木）

(4) 納入場所

鳥取市千代水二丁目17 鳥取県鳥取県土整備事務所車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

なお、入札価格は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく預託金等に係る費用を含む金額とすること。また、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税、自動車取得税を含まない金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年6月2日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年5月19日（金）から同年6月30日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付

出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年5月19日(金)から同年6月30日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

平成29年5月19日(金)から同年6月9日(金)まで(平成29年5月21日(日)から同月23日(火)までの日を除く。)にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年5月19日(金)から同年6月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年6月28日(水)午前11時から同月30日(金)正午まで(午後6時から翌午前8時30分までの間を除く。)。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月29日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年6月30日（金）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- （1） 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
- （2） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- （3） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （4） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成29年6月9日（金）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。
- （5） 入札参加者は、（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（5） 手続における交渉の有無

無

（6） 電子証明書

本件入札における電子入札による場合は、5の（4）の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removing truck(7 t class, 4 wheel drive), Quantity 2

(2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00PM, 9, June, 2017

(3) Time limit for submission of tenders : Noon, 30, June, 2017

Time limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 29, June, 2017

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
Contract and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433